

事業評価書（事前）

事務事業名	民間の職業紹介事業者との連携による再就職支援体制の整備
事務事業の概要	(1)目的 金融機関の不良債権処理に伴い発生する離職者であって就職困難者に該当する者（以下「就職困難者」という。）に対する積極的な就職支援を行うに当たっては、公共職業安定機関に加え、民間事業者による職業紹介等の取組みが期待されることから、職業安定法第33条の3の趣旨を踏まえ、無料職業紹介機関に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料職業紹介機関の運営についての援助を行うことにより、無料職業紹介機関における職業紹介等の取組みを促進し、以て、就職困難者の就職促進を図る。
	(2)内容 公共職業安定所が保有する求人情報の無料職業紹介機関への提供 就職困難者の就職促進に取り組む無料職業紹介機関が希望する場合には、ハローワークインターネットサービス等により把握した公共職業安定所の保有する求人情報の提供を積極的に提供する。 事業者研修会の開催 就職困難者に対する職業相談、職業紹介等の実施に当たり、求められるカウンセリング技法の向上等を図るため、労働局において管内の無料職業紹介機関を対象とする研修会を開催する。 周知用リーフレットの作成、配布 改正職業安定法における無料職業紹介機関の位置付け、期待される役割等について、周知用リーフレットを作成する。 ；予算額（案）； 40百万円
	(3)達成目標 無料職業紹介機関に対して、雇用情報等の提供等の援助を行うことにより、無料職業紹介機関における職業紹介等の取組みを促進し、就職困難者の就職促進を図る。
評価	(1)必要性 [国民や社会のニーズに照らした妥当性] 金融機関の不良債権処理の本格化に対処するため、無料職業紹介機関の体制を整備し、その職業紹介を通じて就職困難者の就職促進を一層図ることは、国民や社会のニーズに合致しており、妥当である。 [公益性] 本事業を実施することにより、公共の職業安定機関に加え、民間の無料職業紹介機関による職業紹介等の取組みが促進されることは、就職困難者の就職促進に資するもので公益性が高い。 [官民の役割分担] 平成11年の職業安定法の改正により、公共職業安定所は、無料職業紹介機関に対して、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等の提供その他無料職業紹介機関の運営についての援助を与えることができる旨の規定（第33条の3）が設けられたこと等を踏まえると、無料職業紹介機関における職業紹介等の取組みを促進することは、我が国労働市場全体の基盤整備の一環として、国が行うべきものである。 [国と地方の役割分担] 無料職業紹介機関における職業紹介等の取組みを促進することは、我が国労働市場全体の基盤整備として、国において実現されるべきものである。 [民営化や外部委託の可否] 公共職業安定所は、無料職業紹介機関に対して、雇用情報、職業に関する

	<p>調査研究の成果等の提供その他無料職業紹介機関の運営についての援助を与えることができる旨の職業安定法の規定が設けられた趣旨から鑑みて、無料職業紹介機関における職業紹介等の取組みを促進し、就職困難者の就職促進を図ることは国の責務である。</p> <p>[緊要性の有無] 不良債権処理が進展する厳しい雇用失業情勢の下、労働力需給調整機能を強化し、就職困難者の就職促進を図ることは喫緊の課題であり、無料職業紹介機関における職業紹介等の取組みについて国として積極的に支援することは急務である。</p>
(2)有効性	<p>[これまで達成された効果（継続事業）、今後見込まれる効果] 厳しい雇用失業情勢の下、就職困難者に対する積極的な就職支援が求められている現状において、公共職業安定機関に加え、無料職業紹介機関における職業紹介等の取組みを促進することは、就職困難者の就職促進に効果的である。</p> <p>[効果の発現が見込まれる時期] 平成14年度中に一定の効果が現れると見込まれるが、更に本事業の継続により、無料職業紹介機関と公共職業安定所との連携が強化され、職業紹介等に関する情報が広く提供されるなどその労働力需給調整機能の充実が図られることから、徐々に就職困難者の就職促進が実現する。</p>
(3)効率性	<p>[手段の適正性] 厳しい雇用情勢の下で、再就職が特に厳しい状態にある就職困難者の再就職支援体制を強化するために、無料職業紹介機関の職業紹介等の機能を高めることが、国全体としての労働力の需給調整機能の強化を図る点からも効率的と考えられる。このため、職業紹介に関する情報の充実等について、公共職業安定所により支援を行うことが適当である。 また、これにより、就職困難者の就職が促進されて、失業給付の支給が減少するという効果が期待される。</p>
(4)その他 (公平性・優先性など)	なし
関連事務事業	なし
特記事項	<p>[各種政府決定との関係及び遵守状況] ・「総合雇用対策」(平成13年9月20日産業構造改革・雇用対策本部決定)において、民間職業紹介事業所との連携による再就職の促進を図るとともに、ハローワークにおける情報提供・相談機能の強化、サービス提供時間の延長を推進することとされている。 ・産業構造改革・雇用対策本部の中間とりまとめ(平成13年6月)において、公共職業安定所の機能をより効果的、効率的なものにするるとともに、民間職業紹介事業者の能力が十分に活かされるような環境を早期に整備し、相互の連携の下に、職業紹介をより円滑に行うこととされている。 ・第9次雇用対策基本計画(平成11年8月閣議決定)において、労働力の需給調整を円滑、的確に行えるようにし、労働力需給のミスマッチの解消を図るため、公共職業安定機関と民間の労働力需給調整機関がそれぞれの特性を十分活かしつつ労働力需給調整機能を十分に発揮できるようにするとともに、必要な連携、協力を行うこととされている。</p>
主管課及び関係課	(主管課)職業安定局民間需給調整課